

豊岡市立豊岡南中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

豊岡市立豊岡南中学校

1 学校の方針

本校は、「新たな時代を担う心豊かな生徒の育成をめざす」を学校教育目標とし、ふるさと豊岡・母校南中を誇りに思い、「夢や目標に向かい、自分とふるさとの未来を切り拓く子」を育てることをめざしている。

すべての生徒が安全に安心して学校生活を送り、有意義かつ充実した様々な活動に取り組むことができるよう日常の指導体制を整備する。まず、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校においては、「いじめはどの子どもにも、どの学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築くとともに、個々の生徒の学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化に対応する。

今後、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し、人権を守る土壌を育み、「いじめを決して許さない学校づくり」をさらに推進するため、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常的教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識する。学校生活の中で、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見につなげるためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行う。学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察等の関係機関と連携し、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、豊岡市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」を中心とした組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、豊岡市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向け対応する。

5 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応

犯罪行為（触法行為を含む。）として取り扱われるべきいじめなど学校だけでは対応しきれない事案については、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。

6 その他の事項

保護者や地域から信頼される学校を目指している本校は、これまでも「開かれた学校」となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校運営協議会、PTA総会、学年別教育懇談会、三者懇談等あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、全教職員で「いじめを生まない土壌づくり」に取り組んでいく。

また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となり協力体制を強化する。